

不在者投票の方法

選挙人名簿に登録されている 市区町村の選挙管理委員会 (江田島市)	選挙人	不在者投票を行う 市区町村の選挙管理委員会
<p style="text-align: center;">江田島市の選挙人名簿に 登録される条件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 5px 0;"> 江田島市に住民票がある方 </div> <p>(注意)</p> <p>1 令和7年4月3日以降に江田島市に転入された方は、江田島市で投票することができません。</p> <p>2 江田島市の選挙人名簿に登録されており、転出先の選挙人名簿に登録されていない人で、転出から投票日まで4か月を経過しない人は、江田島市で投票することができます。</p>		
<div style="text-align: center;">  </div> <p>①不在者投票証明書 ②投票用紙 ③投票用封筒</p> <p>を封入(開封厳禁)して、選挙人の方の滞在地に郵送します。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	<p>不在者投票の請求をする。 (請求期限：7月19日)</p> <p>(請求方法)</p> <p>1 不在者投票宣誓書・請求書を郵送等してください。</p> <p>2 江田島市公式LINEからオンライン申請してください(マイナンバーカードが必要です。)</p>	
	<p>滞在している市区町村の選挙管理委員会に送付された封筒(書類一式)を持参してください。</p> <p>なお、封筒は開封厳禁です。誤って開封した場合、投票できなくなる場合がありますので、注意してください。</p>	<p>選挙管理委員会職員の立会いのもと、不在者投票を行ってください。</p> <p>投票後、不在者投票を受けた選挙管理委員会から江田島市選挙管理委員会に投票用紙等が送付されます。</p> <p>原則として、不在者投票は、市区町村の執務時間内にしか行うことができません。詳細は、不在者投票を行う選挙管理委員会にご確認ください。</p>